

## 第6号議案

### 愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
愛南町職員の育児休業等に関する条例(平成16年愛南町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月7日提出

愛南町長 中村 維伯

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を容易にするため、部分休業制度の拡充を規定する必要があるため。

愛南町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第17条 略                      (部分休業の承認)                      第18条 第1項略                      2 略                      3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定めた子の保育のための休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。                      以下 略</p>	<p>第1条～第17条 略                      (部分休業の承認)                      第18条 第1項略                      2 略                      3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定めた子の保育のための休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。                      以下 略</p>